

運用基準の一部改訂の主な内容

1. 事務手続編の改正概要

(1) I 開発許可制度の概要

①第2節 主な用語の定義 (5)開発行為の定義の改正

- ・「区画の変更」について、法34条第11号及び第12号区域が指定された後の分筆についての取扱いを追記し、参考例図を掲載した。
- ・「形質の変更」について、過去3年以内に造成が行われた場合の現況地盤高さの捉え方を追記した。

(2) III 開発許可の基準

①第3節 市街化調整区域の許可基準の改正

- ・法第34条各号の許可基準に、市街化調整区域での開発道路築造が認められる場合の方針を追加した。

(3) IV 開発行為許可申請手続

①第1節 許可申請までの手続 4. 他法令との調整等の改正

- ・河川課協議を必要とする内容を追記した。

②第2節 開発許可申請 4. 開発許可申請図書の作成について 開発許可申請図書作成要領（別表第2）の改正

- ・(17)擁壁の構造算書の備考欄に明記されていた文言を削除した。

2. 法令編の改正概要

○共通事項

- ・抜粋版で不要部分が多くあり、必要性が薄いため目次を削除した。
- ・抜粋する条文を「開発許可制度の解説」(逐条解説)に掲載されている内容と整合させた。

(1)都市計画法の改正

追記：33条1項7号表、同条同項12号～13号、78条、91条

※過年度の法改正に伴い追記した。

削除：49条、75条の4、83条、84条、85条、85条の2、87条～90条、92条の2、95条

※逐条解説との整合に伴い削除した。

(2)都市計画法施行令の改正

追記：1条3号、同条7号、第21条27条

※過年度の法改正に伴い追記した。

削除：なし

(3)都市計画法施行規則の改正

追記：15条、19条の2～19条の16、28条の4

※過年度の法改正に伴う追記。19条の2～16のみ逐条解説との整合に伴い追記した。

削除：9条～14条、57条の4～5

※逐条解説との整合に伴い削除した。

(4)開発審査会提案基準の改定により、既存建築物の建替申請添付書類一覧（開発審査会提案基準第3号）を削除し、既存建築物の建替申請添付書類一覧（開発審査会提案基準第20号）を追加した。

3. 資料編の改正概要

(1)優良宅地・住宅等認定申請手数料の改正

①法改正を反映し、良質住宅新築認定申請手数料を削除した。